

上手な暮らし塾

特集

市民

市政

「ご意見」
プレゼント

生活情報

子育て

健康

福祉

税

講演・講座

もよおし

おしらせ

募集

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会 〜日見地区連合自治会〜

地域の親睦を深め、よりよいまちづくりのためにさまざまな取り組みをしている自治会。

今回は、毎年、桜の季節に日見公園の桜の木にぼんぼりを設置している、日見地区連合自治会にお邪魔し、山口忠夫副会長にお話を伺いました。

—どのように取り組んでいますか？

地域のかたに、桜に囲まれた日見公園の夜桜を楽しんでもらおうと、平成16年から毎年行っています。

取り付け作業には、連合自治会役員や民生委員・児童委員を中心に、今年も「学童保育とんねるクラブ」の子どもたちや

「特別養護老人ホーム橘の丘」のみなさんも協力して、110個のぼんぼりを手作業で取り付けました。



何か反響はありましたか？

昼間だけでなく、薄暗くなつてからも、友達同士や家族で公園を訪れ、花見を楽しむ多くのかたでにぎわっています。

—今後の課題はありますか？

桜の木もだいぶ高齢ですので、植え替えを要望したり、手入れをしたりしなごら、いつまでもきれいな桜が咲く日見公園にしていきたいと思っています。



日見地区連合自治会では、他にも地区の成人式や防災訓練など、さまざまな行事を行っているそうです。

特に、昨年11月には地区ごとの避難訓練のほか、身近に起こりやすい災害を体験するための「防災体験コーナー」を設置した防災訓練を実施しました。この訓練には小学生からお年寄りまで約450人のかたが参加し、地域の重要な行事となりました。

* * *

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ

自治振興課 (☎029・1134)

消費者

5月は消費者月間です 〜行動しよう消費者の未来へ〜

私たちは日々の生活で、消費(買い物)を繰り返し行っています。みなさんは買い物をする時、価格・品質・安全性の3つを主な基準としているかと思えます。今回は「倫理的消費」(エシカル消費)という第4の消費判断の基準を紹介します。

倫理的消費とは、「より良い社会に向けて、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」と定義されています。言い換えると、「それぞれの消費者が、今ある社会問題に取り組んでいる事業者を応援し、消費活動を行うこと」です。

例えば、①人への配慮：障害のある人が作った商品を買う、障害のある人を雇用する企業の商品を選ぶ
②社会への配慮：フェアトレード(発展途上で作られた作物や製品を適正な価格で継続的に取引する)商品や寄付つきの商品を買う
③環境への配慮：エコ商品・リサイクル製品を買う
④地域への配慮：地産地消や被災地産品を買う、が挙げられます。

なぜ、倫理的な基準が必要なのでしょう。実は、私たち消費者は、日々の買い物を通して、社会に影響

を与える力を持っています。国内総生産(2015年・約499兆円)の約6割(約285兆円)は個人による消費です。つまり、消費者が人や環境に配慮した商品やサービスを優先して選ぶようになれば、企業は環境や人に配慮した商品の生産や流通を意識するようになります。個人消費が大きい分、今後ますます影響を与えることになるでしょう。

毎年5月は消費者月間です。今年のテーマは「行動しよう 消費者の未来へ」。将来のより良い社会に向けた消費者の行動が重要となります。これを機会に、みなさんも倫理的消費をしてみませんか。



■問い合わせ

消費者センター (☎029・1234)

エコ

緑のカーテンで涼しく過ごそう！

緑のカーテンとは、ゴーヤやヘチマ、アサガオなどのつる性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどにはわせるように育てた「植物のカーテン」のことです。

植物で作る自然のカーテンは、スダレのように夏の日差しをさえぎり、葉っぱのすき間から涼しい風が通り抜けるので、室温の上昇を抑え、部屋の中のエアコンの節電にもつながります。省エネになる！涼しくなる！実が収穫できる！一度に三つの利点がある地球に優しいカーテンです。ぜひ取り組んでみて下さい。



上手に育てるポイント

■プランターで育てる時の注意点は？

深さがあるプランターがオススメです。土はたっぷり入れて、60cmくらいのプランターなら苗は多くても3本で十分です。土が乾いたら水やりも忘れずに。

■水やりのタイミングの目安は？
割りばしなどの棒を土にさしてみ

て湿った土がくっついてこない、または、土をつかんで強く握ったときに団子状に固まらずバラバラと崩れるようなら、水やりをしましょう。

■つるが縦にばっかり伸びて横に広がりにません。

緑のカーテンの親づる（一番太い中心の茎）が1mくらいに達するまでに親づるの先を2〜3cm切ること

を繰り返すと広がっていきま

す（摘心といひます）。

この他にも上手に育てるポイントがあります。詳しくは市ホームページなどで確認して下さい。

緑のカーテンコンテスト

コンテスト応募に向けて緑のカーテンを育ててみませんか？入賞したかたは、10月22日（日）開催予定のながさきエコライフ・フェスタで表彰を行うほか、市役所本館とサステナプラザながさきで作品を紹介します。今年の夏は、コンテスト応募に向けて緑のカーテンを育ててみませんか？詳しくは、広報ながさき8月号でお知らせします。

問い合わせ

環境政策課 ☎829・1156

民生委員 児童委員

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

■民生委員・児童委員とはどんな人ですか？

国から委嘱され、福祉向上のためにそれぞれの地域で無報酬で活動される方々です。住民の立場に立って相談に応じたり、必要な助言を行ったりしています。また、すべての民生委員は児童委員も兼ねています。

■どんな相談を受けてくれるの？

高齢者、障害がある人、子育ての心配事などがある人から福祉に関する幅広い相談を受けています。相談の内容に応じて、関係機関への橋渡しをして、必要とする福祉サービスを受けながら安心して生活ができるようにお手伝いしています。

例えば、

- ①高齢者の一人暮らしのかたや子育て世帯を訪問し、見守りや安否確認などの活動支援を行っています。
- ②子育てに関する相談支援や必要な情報の提供、専門機関への紹介、児童虐待への取り組み、「ここんには赤ちゃん訪問」「お遊び教室」などを行っています。

民生委員制度創設100周年

民生委員の制度は、大正6年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を

始まりとしています。翌年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和3年には全国に普及しました。戦後（昭和21年）、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。

この間、一貫して生活困窮者への支援に取り組むとともに、特に戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。今年、民生委員制度は、「済世顧問制度」創設から100周年を迎えます。

民生委員・児童委員活動強化週間

5月12日〜18日は、民生委員・児童委員の活動強化週間です。身の回りで気になることや悩んでいることなどがあれば、あなたのまちの民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。



問い合わせ

福祉総務課 ☎829・1161
長崎市民生委員児童委員協議会 ☎829・7088